

# 大田市農業集落排水事業 経営戦略

---

平成29年度～平成38年度

平成29年3月

大田市上下水道部

## 目 次

1. 経営戦略策定の目的	1
2. 事業概要	1
(1) 事業の現況	1
① 施設	1
② 使用料	3
③ 組織	4
(2) 民間活力の活用等	6
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	6
3. 経営の基本方針	7
4. 投資・財政計画（収支計画）	7
(1) 投資・財政計画（収支計画）	7
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	8
① 収支計画のうち投資についての説明	8
② 収支計画のうち財源についての説明	8
③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明	9
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	10
① 今後の投資についての考え方・検討状況	10
② 今後の財源についての考え方・検討状況	10
③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況	11
5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	11
6. 用語集	12

別紙1 大田市下水道基本構想図

別紙2 経営比較分析表

別紙3 投資・財政計画（収支計画）

## 大田市農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 島根県大田市  
事 業 名 : 農業集落排水事業  
策 定 日 : 平成 29 年 3 月  
計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

### 1. 経営戦略策定の目的

本市下水道事業は、生活環境の改善、また、河川などの公共用水域の水質保全を図るため、下水道基本構想に基づき、現在、2 処理区（波根西処理区、元井田処理区）において汚水処理を行っています。今後、人口動態や水需要の動向を踏まえ、効率的な維持管理、施設・設備更新について検討していく必要があります。

本経営戦略は、本市農業集落排水事業の現状と、これらの将来見通しを踏まえ、投資等と財政の均衡を図り、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画として策定するものです。

### 2. 事業概要

#### (1) 事業の現況

##### ① 施設

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

供 用 開 始 年 度 ( 供 用 開 始 後 年 数 )	波根西処理区	平成 12 年 4 月 1 日 (16 年)	
	元井田処理区	平成 9 年 4 月 1 日 (19 年)	
法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	地方公営企業法非適用		
処 理 区 域 内 人 口 密 度 ( 人 / k m 2 )	2,366.67	流域下水道等への 接 続 の 有 無	流域下水道等 へは接続して いません。
処 理 区 数	2 処理区 (波根西処理区、元井田処理区)		

処 理 場 数	2 カ所（波根西浄化センター、元井田クリーンセンター）
広域化・共同化・最適化 実施状況 * 1	経済的な事業の選択と効率的な整備を進めるため、平成 26 年度に下水道基本構想の見直しを行い、それまで農業集落排水施設として整備する予定の区域を個別処理区域に変更しました。

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

（現在の整備区域及び整備予定区域は別紙 1 のとおり）

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本料金に、使用人員割額を加算し算定しています。	
業務用使用料体系の概要・考え方	建物の使用形態により2つに区分し、料金算定を行っています。 業務1：一般の事務所等（基本料金に、使用人員に応じた額を加算し算定）。 業務2：飲食店・店舗等の不特定多数の使用が見込まれる建物（基本料金に、「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準」により算定した使用人員に応じた額を加算し算定）。	
その他の使用料体系の概要・考え方	自治会館等の営業の用に供さず日常生活を営んでいない建物は、一般家庭の基本料金としています。	
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,675円
	平成26年度	3,780円
	平成27年度	3,780円
実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,243円
	平成26年度	3,416円
	平成27年度	3,458円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

使用料収入は、整備が完了し、使用者、使用水量共に大きな変動がないことから横ばいの状況にあります。

料金体系については、全国的な水準を基に決定しています。

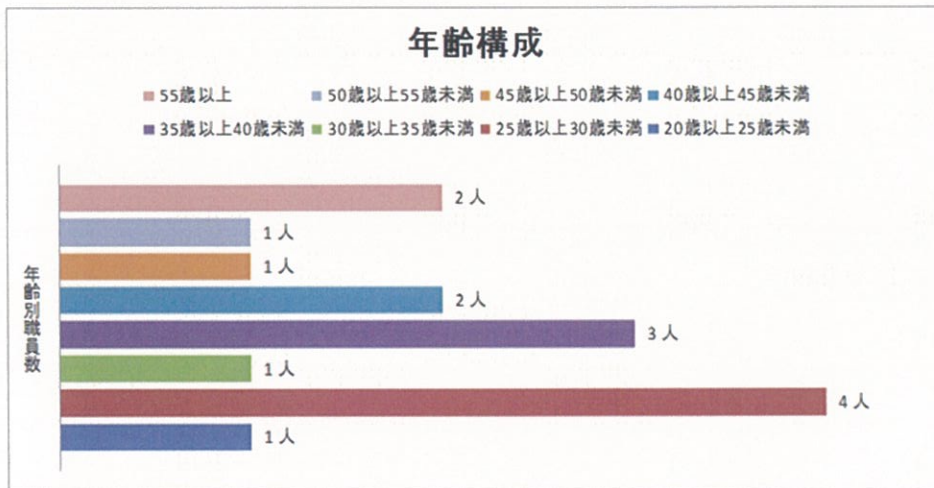
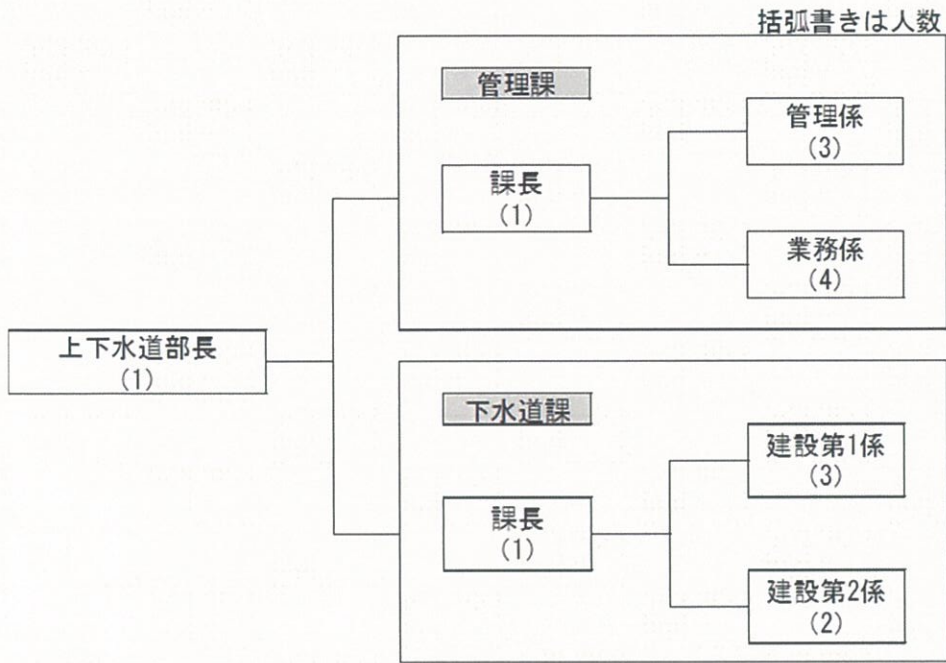
使用料について						
大田市では、農業集落排水施設を使用された方から、使用人員等に応じて、使用料を頂いております。毎月の使用料は、別表に定める基本料金に使用人員割額を加算した額としています。なお、徴収は、2か月に1回としています。						
別表			(1ヶ月当り)			
区分	使用料(月額)					
	基本料金		使用人員割額			
一般家庭	1世帯当たり	世帯員 1人当たり				
	2,160円	540円				
業務 1	1事務所当たり	使用人員				
	3,240円	常住	非常住			左欄に同様 5人増すごと に1,080円 を加算
		1人当たり	1~5人	6~10人	11~15人	
		540円	1,080円	2,160円	3,240円	
業務 2	1店舗当たり	使用人員 1人当たり	使用人員を「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302)」により算定する。			
3,240円	540円					
その他	自治会館等の営業の用に供さず日常生活を営んでいない建物は、一般家庭の基本料金とする。					
備考 業務1は、一般の事務所等、業務2は、飲食店・店舗等の不特定多数の使用が見込まれる建物とする。 特別の事情により、この表によることが不適当と認められる建物の使用料は、増減することができる。						

③ 組織

職 員 数	1 名 (農業集落排水事業支弁職員数)
事業運営組織	下水道の組織体制は1部2課4係で、下水道事業、生活排水処理事業及び農業集落排水事業の業務を行っており、現在、職員数は15名です。(上下水道部長並びに管理課8名は水道事業との兼務)

平成19年度の機構改革により、それまでの水道部門と下水道部門が1つの部となり、上下水道部となりました。また、平成25年度からは部内の予算経理、窓口業務、使用料金等の収納業務を管理課に一元化し、現在に至っています。

上下水道部 組織図 (平成28年4月1日現在)



平均年齢      38歳3ヶ月

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場の管理及び機器点検、ポンプ施設の機器点検業務を民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	実施していません。
	ウ PPP・PFI	実施していません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	実施していません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	実施していません。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

別紙2のとおり



### 3. 経営の基本方針

生活環境の改善と利便性の向上、環境保全機能の向上、安全・安心なまちづくり、健全な下水道事業経営を基本方針として掲げています。

### 4. 投資・財政計画(収支計画)

#### (1) 投資・財政計画(収支計画)

別紙 3 のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

<投資についての基本的な考え方>

・管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

管渠は、耐用年数 50 年を経過していないため、本計画では計上していません。

処理場及びポンプ施設は、機器更新計画に基づき、更新等に要する費用を計上しています。

② 収支計画のうち財源についての説明

<財源についての基本的な考え方>

○使用料収入

すでに整備が完了しており、接続率増減による使用料収入の影響もわずかであるため、直近 5 年間の平均使用料収入で見込んでいます。また、平成 31 年 10 月に予定されている消費税率改定を反映し、算出しています。

○国庫補助金

計画期間中、国庫補助事業の予定はありません。

○地方債収入

計画期間中の新発債発行の予定はないため算出していません。

○繰入金

地方債の元利償還費用については、適正と考える使用料を徴収しても賄えない状況にあるため、元利償還金のうち、元金の 60%と利息の全額を分流式下水道等に要する経費及び高資本費対策に要する経費として、基準内繰入で算定しています。その他、職員給与費や維持管理費などの経費については基準外繰入で算定しています。

<収支計画の策定に当たって反映した取り組み>

○財源の目標に関する事項

汚水処理に係るコスト削減を図り、事業の安定経営を目指すため、目標と

して設定しました。

<目標>

- ・企業債残高対事業規模比率：2350.85%⇒類似団体平均(1081.80%)以下
- ・汚水処理原価：現在の水準(684.09円/m<sup>3</sup>)以下

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、以下の条件設定により、算出を行っています。

職員給与費に関する事項	職員数×職員給与費単価 ・職員数・・・ 計画期間中の各年度に配置予定の職員数。 ・職員給与費単価・・・ 過去5年間の1人当たり平均額。平成30年度以降、給与制度の総合的見直しを加味。
動力費に関する事項	処理水量の大きな変動はない見込みのため、直近5年間の平均により算定しています。
薬品費に関する事項	処理水量の大きな変動はない見込みのため、直近5年間の平均により算定しています。
修繕費に関する事項	処理水量の大きな変動はない見込みのため、直近5年間の平均により算定しています。
委託費に関する事項	処理水量の大きな変動はない見込みのため、直近5年間の平均により算定しています。
その他の経費	○支払利息 ・既発債 償還表に基づき各年度の支払利息を積み上げ計上。 ・新発債 計画期間中に起債発行の予定がないため算出していません。 ○消費税及び地方消費税 平成31年10月に予定されている消費税率改定

	に伴う費用の増加を加味。  ○上記以外の経常的経費 その他の経費については、過去5年間の平均値により算出。
--	--

<収支計画の策定に当たって反映した取り組み>

○民間の活力の活用に関する事項

現在の民間委託を継続していきます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

最適化に関する事項	最適化を検討していきます。
投資の平準化に関する事項	未反映の取り組みはありません。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在実施している維持管理及び機器の点検業務の民間委託を実施していきます。
その他の取組	未反映の取り組みはありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	一般会計からの繰入金に過度に依存せず、可能な限り使用料収入により原価回収を行い、安定的な経営が可能となるよう、人口動態、水需要の動向や接続世帯数の動向に注視し、料金適正化について検討していきます。また、料金適正化にあたっては、汚水処理に係る市民負担の公平性の観点から、下水道事業との料金統一について検討を行っていきます。
資産活用による収入増加の取組について	未反映の取り組みはありません。
その他の取組	未反映の取り組みはありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定 管理者制度、PPP/PFI など)	処理場等の更新時に併せて、今後検 討していきます。
職員給与費に関する事項	未反映の取り組みはありません。
動力費に関する事項	未反映の取り組みはありません。
薬品費に関する事項	未反映の取り組みはありません。
修繕費に関する事項	未反映の取り組みはありません。
委託費に関する事項	未反映の取り組みはありません。
その他の取組	未反映の取り組みはありません。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	今年度策定した「経営戦略」については今後、 PDCAサイクルにより、投資・財政計画の達 成状況について毎年度進捗管理（モニタリング） を行い、計画と実績の乖離を検証するとともに、 計画と実績の乖離が著しい場合には、その原因 調査と対策を図り、経営健全化や財源確保に関 する取組に即座に反映させていきます。また、5 年ごとに経営戦略の見直し（ローリング）を行 い、投資・財政計画に未反映の取組及び今後検 討予定の取組の具体化並びに将来の事業環境の 変化への適応など、計画の高度化を目指します。
-------------------------	---

## 6. 用語集

	ふりがな	記載ページなど(例:下水道経営戦略1ページ⇒下水 p1)
	用語	解説
い	いっばんかいけいくりいれきん	下水 p10、生排 p9
	一般会計繰入金	一般会計から特別会計へ支出される経費のこと。大きく分類して、基準内繰入と基準外繰入の2種類がある。
う	うすい	下水 p3
	雨水	降った雨の水のこと。
お	おおだしそうごうけいかく	下水 p8、生排 p8
	大田市総合計画	大田市の将来展望、進むべき方向と行政施策を明らかにすることを目的として策定された長期的な計画。
	おすい	下水 p8、農業 p1
	汚水	家庭、会社、工場などから出される汚れた水のこと。
	おすいしよりげんか	分析表 1.⑥、農業 p9
	汚水処理原価	経営比較分析表に掲載されている指標の1つ。有収水量 1 m <sup>3</sup> あたりの汚水処理費(管渠費、ポンプ場費、処理場費などの維持管理費+汚水に係る地方債等利息及び地方債償還金)を表す。
か	かそさい	下水 p9、生排 p9
	過疎債	過疎地域自立促進特別措置法に定める過疎地域に該当する市町村に限り発行が認められる地方債。元利償還金の7割が地方交付税措置される。
	がっぺいしよりじょうかそう	生排 p1
	合併処理浄化槽	微生物の働きで各家庭の生活排水を浄化し、側溝などを經由して河川や海へ放流する。トイレの排水だけを処理する単独処理浄化槽に比べて浄化能力が高く、水質汚濁の指標となる生物化学的酸素要求量(BOD)の値を10分の1以下に抑える能力がある。
	かんきよ	下水 p8、農業 p8
	管渠	給水・排水を目的として作られる水路全体を指す。地上部に作られるものを開渠、地中に埋設されたものを暗渠、道路などに沿ってつくられる溝状のものを溝渠と呼ぶ。
	かんきよかいぜんりつ	分析表 2.③
	管渠改善率	経営比較分析表に掲載されている指標の1つ。管渠延長のうち、当該年度に更新した管渠の割合を表す。
	がんりきんとうほうしき	下水 p9、生排 p9
	元利均等方式	元金と利息の合計返済額を同額にして、返済金額に占める元金と利息の割合を変化させていく返済方法のこと。対するものとして、元金部分を同額にして利息部分を載せていく元金均等方式がある。
	きぎょうさいざんだか たいじぎょうきぼひりつ	分析表 1.④、生排 p9、農業 p9
	企業債残高対事業規模比率	経営比較分析表に掲載されている指標の1つ。料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す。
き	きじゅんがいくりいれ	下水 p10、生排 p9、農業 p8
	基準外繰入	基準内繰入以外の繰入金のこと。繰入不足を補てんする目的のものが多い。
	きじゅんないくりいれ	下水 p10、生排 p9、農業 p8
	基準内繰入	繰出基準に沿って一般会計から繰り入れられる繰入金のこと。繰出基準とは、繰出金の基本的な考え方のことをいい、毎年度総務省から示される。雨水処理に係る部分の償還金や、下水債の償還金の一部などがこれにあたる。
	きほんすいりょうつきだんかいべつ ていぞうがたりょうきんたいけい	下水 p3、生排 p3
	基本水量付段階別逦増型料金体系	一定の基本水量を付した基本料金と、使った水量が多くなるのに応じて段階的に単位あたりの料率を高くし、超過料金を計算する方法を組み合わせた料金体系のこと。大田市では、1ヶ月あたり10 m <sup>3</sup> を基本水量としている。

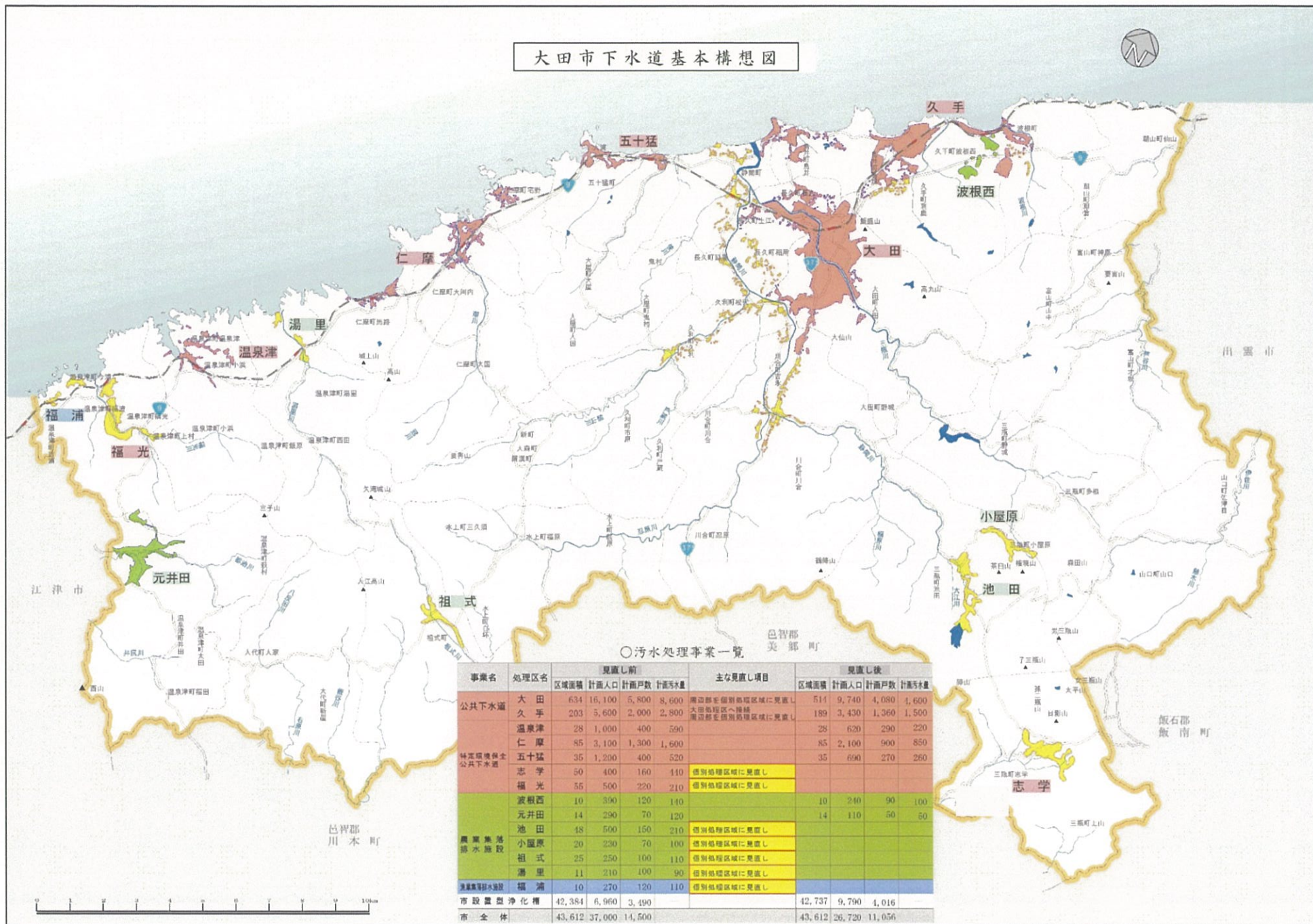
	ふりがな	記載ページなど(例:下水道経営戦略1ページ⇒下水p1)	
	用語	解説	
き	きょうようかいし 供用開始	下水 p1、生排 p1、農業 p1 下水道法に定める用語で、汚水処理が可能になったことを意味する。この告示が行われると、下水道へ接続することができる。	
	け	けいえいひかくぶんせきひょう 経営比較分析表	下水 p6、生排 p6、農業 p6 毎年度の決算統計の数値を基に、総務省が作成しているもの。これを活用して分析を行うことで、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することができる。
けいひかいしゅうりつ 経費回収率		分析表 1.⑤、下水 p10、生排 p9 経営比較分析表に掲載されている指標の1つ。使用料で回収すべき経費をどの程度賄えているかを表す。	
げすい 下水		下水 p1、生排 p1、農業 p1 汚水に雨水などが加わったもののこと。飲むのには適さない水で、対するものとして上水がある。	
げすいどうきほんこうそう 下水道基本構想		下水 p1、生排 p1、農業 p1 近年の人口減少や高齢化の進行など、汚水処理施設整備を取り巻く社会情勢が大きく変化する中、効率的かつ適正な整備手法を選定し、計画的に実施するため平成13年度に策定したもの。平成18年度、平成26年度に見直しを行っている。	
げすいどうじぎょうさい 下水道事業債		下水 p9、生排 p9 地方債の項目の1つ。	
こ		こうきょうげすいどうじぎょう 公共下水道事業	下水 p1 主として市街地における下水を排除し、又は処理する下水道で、終末処理場を有するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。
		こべつしより 個別処理	下水 p2、生排 p2、農業 p2 汚水を個々の家ごとに浄化槽で処理し、直接川や水路などに放流する方式。郊外部のように家屋の密度が低い場所で経済的である。
		し	しせつりょうりつ 施設利用率
していかんりしゃせいど 指定管理者制度			下水 p6、生排 p6、農業 p6 地方公共団体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業会社を含む法人やその他の団体に委託することができる制度。
しゃかいしほんせいびそうごうこうふきん 社会資本整備総合交付金	下水 p9 活力創出基盤整備、水の安全・安心基盤整備、市街地整備及び地域住宅支援といった政策目的を実現するため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備等を総合的・一体的に支援する交付金。国土交通省が所管している。		
しゅうえきてきしゅうしひりつ 収益的収支比率	分析表 1.①、生排 p9 法非適用企業の経営比較分析表に掲載されている指標の1つ。総収益で、総費用と地方債償還金をどれくらい賄えているかを表す。		
しゅうごうしより 集合処理	生排 p1 汚水を下水道管で集めて終末処理場で処理を行う方式。家屋の密度が高い場所で効率的・経済的である。下水道、農業集落排水処理施設などがこれに該当する。		
じゅえきしゃふたんきん 受益者負担金	下水 p9 都市計画法第75条に基づき、事業によって利益を受ける方々に負担していただくもの。大田市公共下水道事業受益者負担金徴収条例に定められている。		
じゅえきしゃぶんたんきん 受益者分担金	生排 p8 地方自治法第224条に基づき、事業によって利益を受ける方々に負担していただくもの。大田市生活排水処理施設の設置等に関する条例及び大田市農業集落排水事業分担金徴収条例に定められている。		

	ふりがな	記載ページなど(例:下水道経営戦略1ページ⇒下水 p1)
	用語	解説
し	じゅんかんがたしやかい けいせいすいしんこうふきん 循環型社会形成推進交付金	生排 p8 市町村等が循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために要する経費に充てるための交付金。環境省が所管している。
	すいせんかりつ 水洗化率	分析表 1.⑧、下水 p9、生排 p9 経営比較分析表に掲載されている指標の1つ。現在水洗便所設置済人口÷現在処理区域内人口で求められ、汚水処理している人口の割合を表す。
す	すえおききかん 据置期間	下水 p9、生排 p10 一定の期間は利息の支払いのみで、元金の支払いが猶予される期間のこと。
	ちほうこうえいきぎょうほう ちほうさい 地方公営企業法 地方債	下水 p2、生排 p1、農業 p1 地方公共団体の経営する企業の組織・財務・職員の身分について定めた法律。昭和 27 年成立、施行。 下水 p9、生排 p9、農業 p8 地方公共団体が必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務。原則として、地方財政法 5 条の各号に掲げる場合においてのみ発行できる。
と	とくていかんきょうほぜん こうきょうげすいどうじぎょう 特定環境保全公共下水道事業	下水 p1 公共下水道事業のうち、市街化区域以外の区域で、処理対象人口が概ね 1,000 人未満で水質保全上特に必要な地区において施行される事業。
	とくていちいき せいかつはいすいしよじぎょう 特定地域生活排水処理事業	生排 p1 生活排水処理を緊急に促進する必要がある地域において、地域を単位として合併処理浄化槽の計画的な整備を図るため、市町村が設置主体となって戸別の合併処理浄化槽を整備し、し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とした事業。
	にんかくいき 認可区域	下水 p2 事業計画の認可を受けた区域のこと。都市計画法に基づく手続きが必要になる。この認可がなければ、下水道事業を実施できない。
の	のうぎょうしゅうらくはいすいじぎょう 農業集落排水事業	下水 p4、生排 p2、農業 p1 農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備により、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図ることを目的とした事業。
	はいすいく 排水区	下水 p3 河川もしくは海域に雨水を排水するために地方公共団体が管理する下水道の区域のこと。
ひ	ぴーえふあい PFI	下水 p6、生排 p6、農業 p6 プライベート・ファイナンス・イニシアティブの頭文字をとったもの。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。
	ぴーでいーしーえーさいくる PDCA サイクル	下水 p14、生排 p12、農業 p11 行動プロセスの枠組みのひとつ。Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認)、Action(行動)の 4 つで構成されていることから、PDCA という名称になっている。
	ぴーぴーぴー PPP	下水 p6、生排 p6、農業 p6 パブリック・プライベート・パートナーシップの頭文字をとったもの。公民が連携して公共サービスの提供を行う計画のことをこう呼んでいる。PFI は、PPP の代表的な手法の 1 つ。
	ぶんりゅうしきげすいどう 分流式下水道	下水 p10、生排 p9、農業 p8 汚水用管路と雨水用管路の 2 つを埋設し、汚水は下水処理場へ、雨水は河川や海に直接放流する下水道のこと。対するものとして、汚水と雨水を一緒に終末処理場へ送る合流式下水道がある。



	ふりがな	記載ページなど(例:下水道経営戦略1ページ⇒下水 p1)
	用語	解説
ほ	ほうかつてきみんかんいたく	下水 p6、生排 p6、農業 p6
	包括的民間委託	受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託すること。
	ほうてきよう	下水 p2
	法適用	地方公営企業法の規定を適用すること。法の全てを適用する全部適用と、財務規定などの一部のみを適用する一部適用がある。
	ほうひてきよう	下水 p2、生排 p1、農業 p1
	法非適用	地方公営企業法の規定を適用していないこと。
	ぼんぶしせつ	下水 p8、農業 p8
り	ポンプ施設	管路施設で集められた下水を処理施設に送水し、又は雨水を河川や海に放流する機能を持つ施設のこと。
	りゅういきげすいどう 流域下水道	下水 p2、生排 p2、農業 p1 日本の下水道事業の一形態で、2つ以上の市町村にまたがって下水道を整備する際に、都道府県が設置管理するものをいう。

大田市下水道基本構想図



○汚水処理事業一覧

事業名	処理区名	見直し前				主な見直し項目	見直し後			
		区域面積	計画人口	計画戸数	計画汚水量		区域面積	計画人口	計画戸数	計画汚水量
公共下水道	大田	634	16,100	5,800	8,600	南西部を個別処理区域に見直し 大田地区区へ接続 南西部を個別処理区域に見直し	511	9,740	4,080	4,600
	久手	203	5,600	2,000	2,800		189	3,430	1,360	1,500
	温泉津	28	1,000	400	590		28	620	290	220
	仁摩	85	3,100	1,300	1,600		85	2,100	900	880
	五十猛	35	1,200	400	520		35	690	270	260
特定環境保全 公共下水道	志学	50	400	160	110	個別処理区域に見直し				
	福光	55	500	220	210	個別処理区域に見直し				
	波根西	10	390	120	140		10	240	90	100
	元井田	14	290	70	120		14	110	50	60
	池田	48	500	150	210	個別処理区域に見直し				
	小屋原	20	230	70	100	個別処理区域に見直し				
	祖式	25	250	100	110	個別処理区域に見直し				
農業集落 排水施設	湯里	11	210	100	90	個別処理区域に見直し				
	福浦	10	270	120	110	個別処理区域に見直し				
市設置型浄化槽		42,384	6,960	3,490			42,737	9,790	4,016	
市全体		43,612	37,000	14,500			43,612	26,720	11,056	



【別紙2】

経営比較分析表

鳥根県 大田市

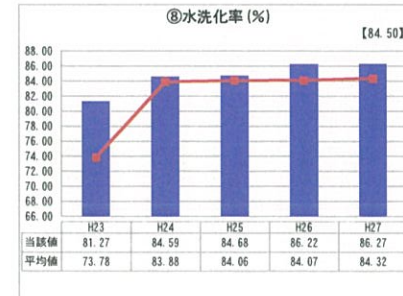
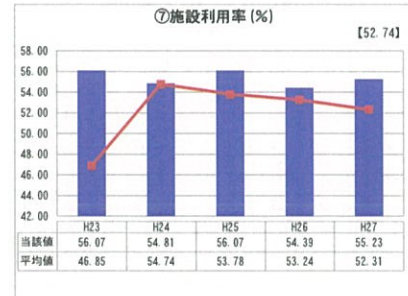
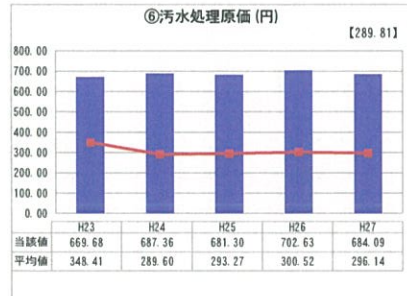
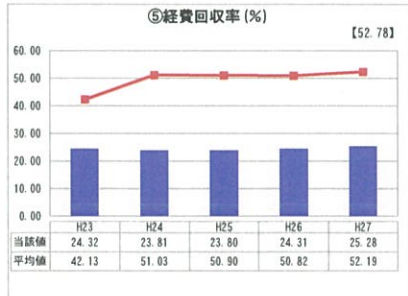
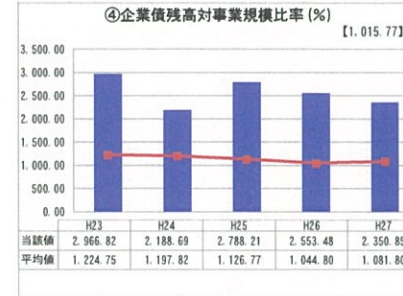
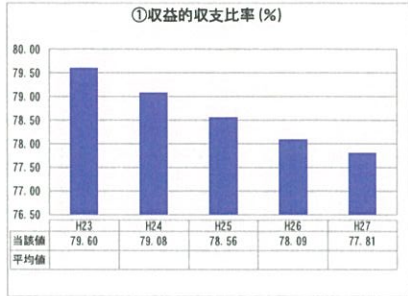
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20㎡当たり家庭料金 (円)
-	該当数値なし	1.56	100.00	3,780

人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
36,668	435.71	84.16
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
568	0.24	2,366.67

グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

① 収益的収支比率が100%を割り込んでおり、使用料収入だけでは経常支出を賅えず、一般会計からの繰入金に依存せざるを得ない状況である。

④⑤⑥ 既発債の償還終了に伴い改善傾向にあるものの、経営規模に対し地方債残高が大きく、地方債償還金の汚水処理に係るコストに占める割合が大きいためから汚水資本費企業債残高対事業規模比率、経費回収率、汚水処理原価は平均値を大きく下回っている。

⑦⑧ 施設利用率、水洗化率は全国平均を上回っており、適切な汚水処理が行われている。

2. 老朽化の状況について

③ 法定耐用年数を経過した管渠はなく、管渠更新の必要性は低いことから、当該指標は平均値を下回っている。

全体総括

おおむね適正規模の施設使用形態により運営しているが、建設投資に見合った使用料収入に結びついておらず、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない経営状況となっている。今年度策定の「経営戦略」により今後、管渠等の汚水処理施設全体の老朽化が進行する中で、更新時期に合わせ、ダウンサイジング等について検討していくとともに、維持管理費の削減、適正な使用料収入の確保といった経営の健全化について検討していく必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。  
 ※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算 見 込)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	
収益的 収入	1	総	収 益 (A)	50,721	55,853	52,493	54,386	56,011	52,703	52,305	51,897	51,478	50,796	50,361	44,193	
	(1)	営 業	収 益 (B)	8,318	8,147	8,313	8,147	8,298	8,298	8,298	8,298	8,298	8,298	8,298	8,298	8,298
		ア	料 金	収 入	8,318	8,147	8,313	8,147	8,298	8,298	8,298	8,298	8,298	8,298	8,298	8,298
		イ	受 託 工 事	収 益 (C)												
		ウ	そ の 他													
	(2)	営 業 外	収 益	42,403	47,706	44,180	46,239	47,713	44,405	44,007	43,599	43,180	42,498	42,063	35,895	
		ア	他 会 計 繰 入 金	42,403	47,706	44,180	46,239	47,713	44,405	44,007	43,599	43,180	42,498	42,063	35,895	
		イ	そ の 他													
	2	総	費 用 (D)	30,166	32,775	29,373	30,211	29,228	28,217	27,221	26,200	25,153	24,083	22,996	21,950	
	(1)	営 業	費 用	17,875	21,382	18,899	20,680	20,680	20,680	20,680	20,680	20,680	20,680	20,680	20,680	
		ア	職 員 給 与 費	8,324	8,884	8,349	8,182	8,182	8,182	8,182	8,182	8,182	8,182	8,182	8,182	
			うち 退 職 手 当													
		イ	そ の 他	9,551	12,498	10,550	12,498	12,498	12,498	12,498	12,498	12,498	12,498	12,498	12,498	
	(2)	営 業 外	費 用	12,291	11,393	10,474	9,531	8,548	7,537	6,541	5,520	4,473	3,403	2,316	1,270	
	ア	支 払 利 息	12,291	11,393	10,474	9,531	8,548	7,537	6,541	5,520	4,473	3,403	2,316	1,270		
		うち 一 時 借 入 金 利 息														
	イ	そ の 他														
3	収 支 差 引 (A)-(D)	(E)	20,555	23,078	23,120	24,175	26,783	24,486	25,084	25,697	26,325	26,713	27,365	22,243		
資本的 収入	1	資 本 的	収 入 (F)	19,524	18,012	21,207	21,616	23,356	21,824	22,222	22,631	23,050	23,309	23,744	20,329	
	(1)	地 方	債 償													
		うち 資 本 費 平 準 化 債 償														
	(2)	他 会 計 補 助 金	19,024	18,012	20,707	21,616	23,356	21,824	22,222	22,631	23,050	23,309	23,744	20,329		
	(3)	他 会 計 借 入 金														
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5)	国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金														
	(6)	工 事 負 担 金	500		500											
	(7)	そ の 他														
	2	資 本 的	支 出 (G)	40,079	41,090	44,327	45,791	50,139	46,310	47,306	48,328	49,375	50,022	51,109	42,572	
	(1)	建 設 改 良 費	2,495	2,626	4,961	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	
		うち 職 員 給 与 費														
	(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	37,584	38,464	39,366	40,291	44,639	40,810	41,806	42,828	43,875	44,522	45,609	37,072		
	(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5)	そ の 他															
3	収 支 差 引 (F)-(G)	(I)	△ 20,555	△ 23,078	△ 23,120	△ 24,175	△ 26,783	△ 24,486	△ 25,084	△ 25,697	△ 26,325	△ 26,713	△ 27,365	△ 22,243		

【別紙3】

投資・財政計画  
(収支計画)

【農業集落排水事業】

(単位:千円,%)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見 込)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)												
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)												
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実 質 収 支	黒 字 (P)												
(N)-(O)	赤 字 (Q)												
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$												
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	75	78	76	77	76	76	76	75	75	74	73	75
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額 (R)													
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)		8,318	8,147	8,313	8,147	8,298	8,298	8,298	8,298	8,298	8,298	8,298	8,298
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)													
他会計借入金残高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)		488,860	450,396	411,030	370,739	326,100	285,290	243,484	200,656	156,781	112,259	66,650	29,578

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見 込)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収支分		42,403	47,706	44,180	46,239	47,713	44,405	44,007	43,599	43,180	42,498	42,063	35,895
うち基準内繰入金		34,961	34,471	34,094	33,706	35,331	32,023	31,625	31,217	30,798	30,116	29,681	23,513
うち基準外繰入金		7,442	13,235	10,086	12,533	12,382	12,382	12,382	12,382	12,382	12,382	12,382	12,382
資本的収支分		19,024	18,012	20,707	21,616	23,356	21,824	22,222	22,631	23,050	23,309	23,744	20,329
うち基準内繰入金													
うち基準外繰入金		19,024	18,012	20,707	21,616	23,356	21,824	22,222	22,631	23,050	23,309	23,744	20,329
合 計		61,427	65,718	64,887	67,855	71,069	66,229	66,229	66,230	66,230	65,807	65,807	56,224